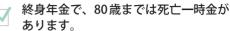
農家の皆さまへ 農業者年金に加入しませんか?

農業者年金は、農業者の安心で豊かな老後のためにつくられた、少子高齢化時代に強い積立方式(確定拠出型)の公 的年金制度です。自ら積み立てた保険料とその運用益で将来受け取る年金額が決まります。

次の要件を満たす方なら、どなた でも加入できます。

- · 国民年金第1号被保険者 ※国民年金保険料納付免除者を除きます。
- ・年間60日間以上農業に従事
- •60歳未満





支払った保険料の全額が、社会保険料 控除の対象となります。



保険料の額は月2万円~6万7,000円 の範囲で自由に決めることができ、自 由に加入・脱退することができます。





◎一定の要件を満たした方は、保険料の国庫補 助を受けることができます。保険料は月2万円に 固定され、自己負担は補助額を差し引いた金額 となります。

基本条件

- •39歳以下
- ・農業所得900万円以下
- ・認定農業者で青色申告者またはそれらの 者と家族経営協定を締結している者

区分	個別条件	国庫補助額	
区川		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の方と家族経営協定を 締結し経営に参画している配偶者また は後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいず れか一方を満たす方で、3年以内に両 方を満たすことを約束した方	6,000円	4,000円
5	35歳まで(25歳の場合は10年以内) に区分1の方となることを約束した方	6,000円	_

| 購読してみませんか?/

経営とくらしを応援! 日本の農と食を伝えます。 ●毎週金曜日発行 (週刊)

●年間 /8,400円 月/700円

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。 先進的な農業者の取り組みや各地域の産地情報、新しい農業政策の動きな ど「くらしと経営」に役立つ情報が満載です。申し込みは随時受け付けして います。



- ●農業者年金、全国農業新聞についての詳細は、農業委員会(尾上総合支所内)までお問い合わせください。
- ●問合せ/農業委員会 事務局 ☎44-1111 (内線2153)



人権擁護委員・福士幸雄さんが 法務大臣表彰を受賞しました

1月16日、人権擁護委員の福士幸雄さん(新山)が長年に渡る活動の功 績を認められ、法務大臣表彰を受賞されました。福士さんは、平成18年1 月に委員に委嘱されてから、地域の方から人権相談を受け、解決の手助け をしたり、人権教室を開いたり、人権擁護や啓発活動にご尽力されてきま した。賞状を受け取った福士さんは「外国人への対応やインターネットを 通じた誹謗中傷への対応などまだまだ課題は多い。残された任期を一生懸 命やっていきたい」と述べました。



グリーン・ツーリズムに 取り組んでみませんか?





●グリーン・ツーリズムとは?

緑豊かな農山漁村でゆっくりと滞在し、人との交流を 通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、さ まざまな体験などを楽しむ余暇活動のことです。

また、都市住民との交流により、農産物の販売など新 たなビジネスチャンスにつながるほか、地域への意識が 高まることにより、農山漁村の良さを生かした地域づくり も期待されます。



津軽・ほっとステイネットワー クでは、増加する民泊体験利用 者に対応するため、受入家庭を 募集しています。対象は、平川 市在住の方で家族のように迎え ていただける方です。

詳しくは津軽・ほっとステイ ネットワーク(**☎**57-5190) まで お問い合わせください。

当市では、「グリーン・ツーリズムのまち」を目指して津軽・ほっとステイネットワークが 精力的に活動しており、国内外の修学旅行生などの農村民泊の受け入れを行っています。

現在、都市部からの修学旅行生が増加しており、利用者は田舎での民泊体験や農作業 など普段とは異なる貴重な体験を楽しんでいます。

受入家庭が増えると、比例するように体験に訪れる人も増えます。 人との交流を深め感動体験をしてみませんか?





△ 新しく受入農家になる方に対しての支援も行っています/―

<グリーンツーリズム推進事業補助金>

- ●対象者/市内に住所を有し、市内で農業体験を伴う宿泊者を受け入れることを目的として旅館業の営業許可を取得する方
- ●対象経費/旅館業営業許可申請手数料(22,000円) ●補助率/10/10(全額補助)
- ●問合せ/農林課 農業振興係 ☎44-1111 (内線 2176)

令和2年度 奨学金のご案内

申込期限 3月31日(火)

<資格>

次の①~③の要件を満たす方が対象となりま す。

- ①市内に1年以上住所を有している家庭の学 生で、高等学校、短期大学(学校教育法に 規定する専修学校を含む)、高等専門学校、 大学・大学院に入学する方または在学して いる方
- ②生計を共にする方の事情により、奨学金の 借入れがなければ入学・在学が困難な方
- ③次の制度を利用しない方
 - ・日本学生支援機構管轄の奨学金制度全般
 - ・社会福祉協議会の教育支援資金制度
 - ・母子・寡婦福祉資金の修学資金制度また は就学支度資金制度

※奨学金借入れには審査・所得制限がありま す。審査の結果、借入れができない場合も ありますので、ご了承ください。所得制限 など、詳しくはお問い合わせください。

<借入れができる額>

	修学資金(月額)	入学支度金
公立高等学校	10,000円以内	100,000円以内
私立高等学校	15,000円以内	150,000円以内
短期大学・専修学校・高等専門学校	20,000円以内	200,000円以内
大学・大学院	30,000円以内	200,000円以内

- ※上記の借入れできる範囲内で金額を決めることができます。
- ※葛川支所の所管区域に住所を有する方の高等学校修学資金は、公立私立 を問わず 15,000 円以内 (月額) です。
- ●初回貸付時期/5月下旬予定(入学支度金含む)
- ●申込期限/3月31日(火)

<利子・返済方法>

奨学金の借入れは無利子で、学校を卒業した年の翌年から10年 間を限度として返済していただきます。

●申込み・問合せ/学校教育課 教育振興係 ☎44-1111 (内線2262)

高額医療・高額介護合算療養費制度

~医療保険・介護保険どちらも利用している方へ~

■高額医療・高額介護合算療養費制度とは

「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用 している世帯の負担を軽減するため、1年間(毎年8 月から翌年7年まで)に支払った、医療保険と介護保 険の世帯全体の自己負担額の合計が、所得区分に応じ た限度額を超えた場合、その超えた金額が申請により 支給される制度です。

\ 制度のポイント /

- 医療保険、介護保険のどちらか一方の負担のみの世 ・ 帯は対象になりません。ただし、高額療養費、高額 介護サービス費の対象となる場合があります。
- 70歳未満の方は、1か月の医療費が2万1千円を 2 超えた分、70歳以上の方はすべての自己負担額が 合算対象になります。
- 自己負担額は、高額療養費や高額介護サービス費 などで支給される金額を除いて計算します。

<算定基準額/平成30年8月~令和元年7月診療分>

国民健康保険70歳未満の方

	限度額	
L/共配组业	所得901万円超	212万円
上位所得者	所得600万円超~901万円以下	141万円
—般	所得210万円超~600万円以下	67万円
一河文	所得210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯	34万円

国民健康保険70歳以上の方/後期高齢者医療制度加入者

	限度額	
現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一般	課税所得 145 万円未満など	56万円
低所得者	世帯全体が住民税非課税の方	31万円
低所得者 I	世帯全員が住民税非課税の方のうち、 世帯全体の各所得金額が0円の方	19万円

■支給申請について

〇平川市国民健康保険 / 後期高齢者医療制度に加入している方

支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知ら せをお送りします。お知らせが届いた方は、国保年金課国保係また は尾上・碇ヶ関総合支所市民生活課市民係へ申請してください。

<申請に必要なもの>

①支給申請書 ②お手元に届いた支給申請のお知らせ ③申請者・該当者のマイナンバーがわかるもの(通知カー ドまたは個人番号カード) ④身分証明書(運転免許証な ど) ⑤印鑑 ⑥通帳 (国民健康保険に加入している方は 世帯主の通帳)

○その他の医療保険に加入している方

高齢介護課介護保険係または尾上・碇ヶ関総合支所市民生活課市民係にて「自己負担額証明書」の交付を受けた後、加 入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

※支給額については、医療保険者・介護保険者それぞれより支給されます。

●問合せ/国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線 1252・1257) 高齢介護課 介護保険係 ☎44-1111 (内線1155)

高額療養費外来年間合算制度

~年間を通して外来で長期療養を受けている方へ~

■高額療養費外来年間合算制度とは

70歳以上で、所得区分が一般(住民税課税世帯 で課税所得145万円未満など)の方、住民税非課税 世帯の方が、毎年8月1日から翌年7月31日までの 1年間に支払った、外来療養に係る自己負担額の合 計が、年間で144,000円を超えた場合、その超えた 金額が申請により支給される制度です。



●所得区分が一般の方

(住民税課税世帯で課税所得145万円未満など)

●低所得者(住民税非課税世帯など)の方

計算期間…毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

外来療養に係る自己負担額の合計が 年間で144,000円を超えた場合



超えた金額を支給

☆制度のポイント…月間の高額療養費が支給されている場合に は、自己負担額から支給された額を除いた額で計算します。

■支給申請について

〇平川市国民健康保険 / 後期高齢者医療制度に加入している方

支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知ら せをお送りします。お知らせが届いた方は、国保年金課国保係ま たは尾上・碇ヶ関総合支所市民生活課市民係へ申請してください。

<申請に必要なもの>

①支給申請書 ②お手元に届いた支給申請のお知らせ ③申 請者・該当者のマイナンバーがわかるもの(通知カードまたは 個人番号カード) ④身分証明書(運転免許証など) ⑤印鑑 ⑥通帳(国民健康保険に加入している方は世帯主の通帳)

○その他の医療保険に加入している方 加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

●問合せ/国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線 1252・1257)